

定 款

株式会社プロルート丸光

(2022 年 6 月 16 日改訂)

第1章 総 則

第1条（商 号）

当会社は、商号を株式会社プロルート丸光と称する。

英文名を MARUMITSU CO.,LTD. と称する。

第2条（目 的）

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 婦人服、子供服、男子服、下着類、寝具類、衣料用繊維織物の製造ならびに販売業
2. 靴、履物、かばん、袋物、洋品雑貨、小間物、身の回り品の加工ならびに販売業
3. 家具、じゅう器、室内装飾品、金物、荒物、陶磁器、ガラス器、書籍、文房具、スポーツ用品、がん具、娯楽用品、楽器、美術品の販売業
4. 宝石貴金属の加工及び販売業
5. 通信機械器具、事務用機械器具、時計、眼鏡、光学機械及び写真機、写真材料の販売業
6. 家庭用機械器具、自転車、食料品、煙草類の販売業
7. 医薬品、医療機器、化粧品、洗剤等の製造・販売業
8. 鉄鋼、非鉄金属の販売業
9. 上記各商品の輸出入貿易業
10. 酒類の輸入及び卸売業務
11. 各種企業の経営診断及び店舗設計業務
12. 店舗設備、じゅう器の販売及びリース、レンタル業務
13. 損害保険代理業
14. 不動産の売買、仲介、賃貸ならびに管理に関する業務
15. 食堂及び喫茶店の経営
16. 海外旅行等の企画斡旋に関する業務
17. 上記各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は本店を大阪市に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

第2章 株 式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

第6条（自己の株式の取得）

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株主の売渡請求）

単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

第11条（株式取扱規則）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条（基準日）

当会社は、毎年3月20日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ②前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

第13条（招 集）

定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ②株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ②前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議 事 録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第20条（取締役の員数）

当社の取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。）は、15名以内とする。

②当社の監査等委員は、4名以内とする。

第21条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第22条（取締役の任期）

取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

③補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第23条（代表取締役および役付取締役）

当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- ②前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第26条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- ②取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第28条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第31条（重要な業務執行の決定の取締役への委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができ

る。

第5章 監査等委員会

第32条（監査等委員会の設置）

当会社は、監査等委員会を置く。

第33条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議をもって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第34条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第35条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

第36条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第37条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会 計 監 査 人

第38条（会計監査人の設置）

当会社は、会計監査人を置く。

第39条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

②前項の選任に関する議案内容の決定は、監査等委員会がこれを行う。

第40条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第41条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第42条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年3月21日から翌年3月20日までとする。

第43条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第44条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第45条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

- ②未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

第1条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置）

2021年3月20日に終了する事業年度に関する第70回定時株主総会（2021年6月16日開催）の終結前の会社法第423条第1項に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第41条の定めるところによる。

第2条（電子提供措置等に関する経過措置）

- ①定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- ②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット

開示とみなし提供) はなお効力を有する。

- ③本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。